

南国市内中学校指定強化選手の紹介

高校に入っても、「頑張る」と意気込みをみせてくれた選手たち。皆さんの温かい声援をお願いします。

【 】内はよさこい高知国体での開催場所です

■高等学校軟式野球【県立室戸広域公園多目的球場 (仮称)】



まつぎ たかこ  
松本 孝之くん (香長中3年)

小学校2年生の時、三和ブラザーズに入り、今は右投げ、右打ちのピッチャーをしています。

■柔道【全種別：宿毛市総合運動公園体育館】



ひらたけ さとる  
寛藤 佐知子さん (香長中3年)

父の影響で始め、7歳で和田道場に入りました。得意技は背負い投げ。減量より増量がつらけれど、日本代表を目指して頑張っています。



まつむら いちこ  
松村 市子さん (香長中3年)

小学校の時、道場の先生にディズニーランドに行けると誘われて始めました。2002年の高知国体に出て、自分に満足のできる試合をしたいです。



わきさか しゅんじ  
和泉 強志くん (北陵中3年)

幼稚園の時、2人の兄の影響で和田道場に入りました。得意技は背負い投げ。試合で強い相手に勝った時、練習の疲れがなくなったと思います。50kg級の野村選手を目標に頑張っています。



やましま ともし  
山島 智くん (北陵中3年)

父が少しやっていたこともあり、小学校2年生の時、和田道場に入りました。得意技は内股。迫力のある1対1の戦いが、柔道の見所です。

■バスケットボール【少年男子：土佐市2会場・伊野町2会場】



いitano ひろゆき  
坂本 寛宣くん (北陵中3年)

身長180cm。小学校1年生の時に、2つ上の兄の影響で始めました。勝ったときはうれしいけど、負けムードになったときが大変。バスケットは、パスの早さや試合の組み立てが見所です。

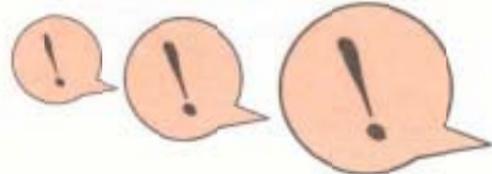
「条例の中身が広く知られていないとは思えない」また「もっとPRをすべき」との意見がありましたので、ご説明します。

この条例は、平成10年12月議会で成立し、平成11年の4月1日から施行(適用)されています。条例の目的は、右のページに掲げてある条例第1条のとおりですが、南国市の付属機関(委員会・協議会・審議会・審査会)での男女の登用の均等を積極的に促進することにより女性の意見を市の政策決定過程に生かしていくこととするものです。

**地域振興券特定事業者の皆様へ**  
と地域振興券の換金について  
南国市地域振興券の換金申出期間は、平成11年12月31日までとなっております。また、換金申し出されていない特定事業者の方は、12月中旬に市内金融機関に登録証明書を提示し、換金請求書・地域振興券を提出して、換金の申し出を行ってください。なお、12月31日(金)は金融機関は休業日となりますので、平成12年1月4日(火)まで取り扱います。

※お問い合わせは、会計課(888016565)まで

市政モニターからの提言 ②



▲10/31 南国市模擬女性議会

市長から委嘱を受けた36人の女性議員のうち、11人の議員が一般質問を行いました。

今回のアンケート調査は、男女共同参画社会基本法や、「ジェンダー」という言葉など女性問題について3択(①よく知っている、②知っている、③まったく知らない)と施策に対する意見、また実施が必要ないと考えられる場合は、その理由を尋ねるものでした。

アンケートは、①女性問題については高い関心があることが分かった。②女性問題に関する用語は知っているが、その意味についてはまだ十分に理解されていないこと、③市が実施する女性問題に関する学習会への参加希望者の多いことなどがうかがわれる結果となりました。

市政モニターの皆さんに「女性問題」について、アンケート調査を実施したところ、多くのご提案やご意見をいただきました。主な内容について、市の方針をお知らせします。

「条例ができたことは知っているが、その内容や意義についてはあまり知らない」という方が多くありました。「南国市が女性問題にどのように取り組んでいけばいいのか」についての回答内容は、多種多様にわたっており、女性問題の奥の深さ、内容の広さを改めて考えさせられる発言をいただきました。今後は、これらの意見を参考にして南国市における女性問題の全体的プラン(マスタープラン)を作る必要があると考えています。

しかし、「女性問題に取り組む必要がない」と答えた人の理由は、いわゆるジェンダー(後天的・社会的につくられた性差、例えば「男は仕事、女は家庭」、「男は理数系に向いている」、「女は文化系に向いている」など)に基づく男女の役割を固定的にとらえる意識の根深さを考えさせられました。女性問題の解決について

は、このジェンダーの克服が大切ですので、市としても男女ともに学習会などを通じて啓発活動をしていきたいと考えています。最後にありますが、「南国市の行政機関の附属機関等における男女の登用の均等の促進に関する条例」について、

南国市の行政機関の附属機関等における男女の登用の均等の促進に関する条例

【目的】  
第1条 この条例は、「男女共同参画社会」を目指した「男女共同参画2000年プラン」に基づき、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を実現するため、南国市の行政機関の附属機関等における男女の登用の均等の促進を積極的に図ることを目的とする。

【定義】  
第2条 この条例において「南国市の行政機関」とは、市長、水道局、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。  
2 この条例において「附属機関等」とは、前項に規定する南国市の行政機関(以下「行政機関」という。)の附属機関である委員会、協議会、審議会及び審査会その他の附属機関をいう。

【行政機関の努力義務】  
第3条 行政機関は、その所轄する附属機関等において、第1条の目的を達成するため、積極的に男女の登用の均等の促進を図ることに努めるものとする。

附則 この条例は、平成11年4月1日から施行する。